

新型コロナウイルス感染予防措置により令和4年度助成対象事業の中止・変更が生じた場合の助成金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、令和4年1月から大阪府に適用されていた「まん延防止等重点措置」は、3月21日をもって解除されたが、引き続き「年度替わりの集中警戒期間」として4月24日まで継続した感染防止対策について要請がなされており、今後の感染状況によっては、「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用がなされ、国、大阪府・市など関係機関から外出自粛要請、イベントの開催制限の取組などがなされることも想定されるので、4年度の助成対象事業を中止又は変更する場合の取扱いについて、以下のとおり定めることとする。

記

1 助成対象事業を中止する場合

イベントの開催制限などにより、助成対象事業の実施を中止したときは、直ちに財団事務局に連絡するとともに、「助成金事業中止届」を提出し、交付済みの助成金は、財団事務局の指示により全額返還すること。

なお、事業中止決定に至るまでに事業準備行為に要した費用、キャンセル料等中止により返金されなかった費用、中止の告知に要した費用などがあつた場合には、原則として申請時の収支予算における自己資金を充当することとされたいが、これによりがたい場合には、「助成金精算報告書」に精算事由、精算額の詳細等を記載し、提出するとともに、財団事務局の指示により精算金を返還すること。

2 助成対象事業の事業計画を変更する場合

イベントの開催制限などにより、当初申請した事業計画の実施が困難となり、当初計画の事業趣旨を踏襲する「新たな事業計画」に変更する場合、当初計画を一部中止又は変更したことにより事業総経費が申請の計画より大幅に変更となる場合には、事前に財団事務局に連絡のうえ、「助成金変更申請書」を提出し、承認を受けること。この場合の変更後の助成金申請額は、当初決定の助成金額を超えないこと。

3 助成対象事業の事業計画の変更等により助成金に残余が生じる場合

助成対象事業の事業計画を一部中止又は変更したことにより、助成金に残余が生じると認められた場合には、直ちに財団事務局に連絡するとともに、その事由、精算額の詳細等を記載した「助成金精算報告書」を提出し、承認を受けること。また、助成金の残余は、財団事務局の指示により返還すること。

4 前2項の事業計画の変更等の承認について (略)

以 上